(民集73巻3号245頁) 最高裁判所令和元年7月22日第一小法廷判決

差止めの訴えの訴訟要件である「行政庁によって一定の処分がされる蓋然性が あること」を満たさない場合における、将来の不利益処分の予防を目的とし て当該処分の前提となる公的義務の不存在確認を求める無名抗告訴訟の適否

子) イーはじめに(本件事案と判決骨

本件は、陸上自衛官である原告が、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成27年法律第76号。以下「平和安全法制整備成27年法律第76号。以下「平和安全法制整備成27年法律第6号。以下「平和安全法制整備成27年法律第6号。以下「平和安全法制整備成27年法律第6号。以下「平和安全法制整備成27年法律第6号。以下「平和安全法制整備の令に服する義務のないことの確認を求めた命令に服する義務のないことの確認を求めた事案である。

止めの訴えの訴訟要件である「行政庁によっの不存在確認を求める無名抗告訴訟」は、差を目的として当該処分の前提となる公的義務を目のといて当該処分の前提となる公的義務

であるとした。であるとした。

原審は蓋然性の要件を満たすものか否かの原審は蓋然性の要件を満たすもので、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある。よって、原判決は破棄を免れないが、右記の点等について決は破棄を免れないが、右記の点等についてがある。

訴え却下 裁判所平成29年3月23日判決: 2 第一審 (原原審)・東京地方

ないことの確認を求めるものであるところ、 とが必要かつ適切な場合に限って認められ する権利又は法律的地位に危険や不安が存在 益がないとして、 発生し、又は近い将来存立危機事態が発生す 機事態において防衛出動命令に服する義務の る。ところで、本件訴えは、原告が、 る明白なおそれがあると認めるに足りない 本件全証拠によっても、 し、これを解消するために確認判決を得るこ すなわち、 東京地方裁判所は、 確認の訴えは、 訴えを却下した。 本件訴えは、 現に存立危機事態が 現に、 原告の 確認の 存立危 利

直面しているとは言えない。 る防衛出動命令が発令される事態に現実的にら、原告が自衛隊法第76条第1項第2号によ

実的可能性があるということはできない。 また、原告は、入隊後、これまでの間に直接戦闘を行うことを主たる任務とする部隊に 上自衛隊の部隊も戦闘部隊でもないことから、現時点において、原告又は原告が所属する 高部署に対し、自衛隊法第76条第1項第2号 による防衛出動命令が発令される具体的・現 による防衛出動命令が発令される具体的・現

地方裁判所に差し戻した。

東京高等裁判所は、

原告は、

|判所は、原判決を取り消し、東京却下判決を不服として控訴した。

原告の有する権利又は法律的地位に危険や不 どまると言わざるを得ないのであって、現に 罰を科されたりするという、 が生じたり、原告が同命令に従わないで刑事 る。そうすると、原告の生命等に重大な損害 が存在するものとは認められないところであ 出動命令が発令され、その任務に就く蓋然性 という自衛官一般に認められる可能性以上 指揮監督を受けるなどして、その任務に就く 様々な行動について、 法を始めとする法令で定められた自衛隊 安が存在するとは認められないから、 危険又は不安は不確定かつ抽象的なものにと これらの点に照らせば、 自衛隊法第76条第1項第2号による防衛 確認の利益を欠き、 将来にわたり、 不適法というべき 原告には、 原告が主張する 上官の 自衛隊 本件訴 0

である、として訴えを却下した。

判決取消し、差戻し判所平成30年1月31日判決:原3 控訴審(原審)・東京高等裁

る。 て、 びその損害を避けるため他に適当な方法がな 服従しないことやその不服従を理由とする懲 服従する義務がないことの確認を求める訴え 訴えを本件職務命令ひいては防衛出動命令に 控訴人に対して下される本件職務命令に服従 るおそれがあること(重大な損害の要件)及 戒処分がされることにより重大な損害を生ず 訴訟と認められるためには、本件職務命令に の形式に引き直したものということができ することができ、実質的には、本件職務命令 する義務がないことの確認を求めるものと解 存立危機事態における防衛出動命令に基づき あると釈明した上で、「その請求の趣旨は 懲戒処分の予防を目的とする無名抗告訴訟で 令に服従しなかった場合に受けることとなる の不服従を理由とする懲戒処分の差止めの 原告は、 そうすると、本件訴えが適法な無名抗告 原告が存立危機事態における防衛出動命 控訴審において、本件訴えについ

すことが必要である。」とした。いこと(補充性の要件)の二つの要件を満た

たすとした。 大な損害要件及び補充性の要件はいずれも満 えであるということができる」、つまり、 に適当な方法がないのであるから、 ことの確認を求めるものであるところ、 下される本件職務命令に服従する義務がな おける防衛出動命令に基づき控訴人に対して 件訴え(無名抗告訴訟) に服従する義務がないことの確認を求める本 が自衛隊法76条1項2号による防衛出動命令 ることの予防を目的として、控訴人 人に対して生じる重大な損害を避けるため 命令への不服従を理由とする懲戒処分を受け そして、「防衛出動命令に基づく本件職 は、 存立危機事態に 適法な訴 (原告 控訴 重

戻し 7月22日判決:原判決破棄、差4 上告審・最高裁判所令和元年

戻した。その理由は次のとおりである。上、原判決を破棄し、東京高等裁判所に差し理の申立てをした。最高裁判所は、受理した理の東京高等裁判所判決に対し、国が上告受

件職務命令に基づく公的義務の不存在確認を理由とする懲戒処分の予防を目的として、本「本件訴えは、本件職務命令への不服従を

には、 要件 名抗告訴訟につき、 めの訴えに係る請求においては、当該処分の ための要件をいう。 ないことがその処分の根拠となる法令の規定 えについては、 することが許されなくなるという点でも、 求が認容されたときには行政庁が当該処分を に係る差止めの訴えと目的が同じであり、 的として当該処分の前提となる公的義務の 付ける前提として、 の訴訟要件については、 ものとは解されない。 を審理の対象とするものということができ 前提として公的義務の存否が問題となる場合 から明らかであると認められること等が本案 止めの訴えと異ならない。また、 存在確認を求める無名抗告訴訟は、 かな訴訟要件により、 7 (行政事件訴訟法37条の4第5項)、 そうすると、 このような将来の不利益処分の予防を目 いること(同法3条7項)、 (本案の判断において請求が認容される その点も審理の対象となることからす 差止めの訴えに係る本案要件の該当性 上記無名抗告訴訟は、 行政庁がその処分をすべきで 同法の下において、 差止めの訴えよりも緩 一定の処分がされようと 以下同じ。)とされてお これが許容されている そして、 救済の必要性を基礎 確認の訴えの形 差止めの訴え 差止めの訴 すなわち 当該処分 上記無 差止 差 請

> 要件を満たさない場合には不適法というべき である。 存在確認を求める無名抗告訴訟は、 的として当該処分の前提となる公的義務の不 あることとの要件 行政庁によって一定の処分がされる蓋然性が いう。)を満たすことが必要とされている。 したがって、将来の不利益処分の予防を目 。 以 下 「蓋然性の要件_ 蓋然性 ع

5 義 公的 義務不存在確認訴訟 の 意

告訴訟に当たり無名抗告訴訟と位置付けられ うに公的義務の不存在確認という形で提訴さ が無名抗告訴訟か実質的当事者訴訟であるか 実質的当事者訴訟に当たるのかが問題となる。 の公法上の法律関係に関する訴訟」、すなわち、 るものか、それとも、 下 の差止めの訴えと同様に行政事件訴訟法 れた訴訟がいかなる法的性質、 ないことの確認を求めた事案である。このよ による防衛出動命令に服従する義務が存在し 相手に、 「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他 ついては判示せず、 この点について、 本訴は、 「行訴法」という。) 第3条第1項にいう抗 原告が自衛隊法第76条第1項第2号 被告 $\widehat{\mathbb{E}}$ 本件第一 同法第4条後段が定める 被控訴人・申立人) 確認の利益がないとし 審判決は、 すなわち処分 本訴 以 を

訴えを却下した。

求める無名抗告訴訟であると解されるとこ

すことが必要である」とした。そして、 動命令に服従する義務がないことの確認を求 職務命令への不服従を理由とする懲戒処分の その上で、「本件訴えは、 する無名抗告訴訟である」旨の釈明を受けた。 名抗告訴訟であるとして、 訴えは、いずれの要件も満たすから適法な無 る重大な損害の要件及び補充性の要件を満た れるためには、 ら、本件訴えが適法な無名抗告訴訟と認め める訴えの形式に引き直したものであるか 差止めの訴えを本件職務命令ひいては防衛出 原告が本件防衛出動命令に従わなかった場合 に受けることとなる懲戒処分の予防を目的と これに対し、 本件を一審に差し戻した。 原審は、原告の 差止めの訴えの訴訟要件であ 実質的には、 一審判決を取り 「本件訴えは、

適法であると判示した。 かの点を検討することなく、 ないとして、蓋然性の要件を満たすものか否 求められる訴訟要件を別異に解すべき理由 存否の確認を求める訴えと差止めの訴えを、 として処分の前提となる公法上の法律関係の な損害の要件及び補充性の要件を満たすから このように、 原判決は、 処分の予防を目 本件訴えは重大

利益処分の予防を目的とする無名抗告訴訟は しかし、本判決は、 本訴のように将来の不

13

当該処分に係る差止めの訴えと目的が同じでされたときには行政庁が当該処分をすることされたときには行政庁が当該処分をすることが許されなくなるという点では実質的に差止めの訴えと異ならないこと、確認の訴えの形式で差止めの訴えに係る本案要件の該当性を審理の対象とするものということができることからすれば、行訴法の下において、差止めの訴えよりも緩やかな訴訟要件により、これが許容されているものとは解されないとした。

ことができるとしている。 ことができるとしている。 ことができるとしている。 ことができるとしている。 ことができるとしている。

6 蓋然性の要件

判決は、救済の必要性を基礎付ける前提とした。大震には、この二つの要件のみを検討し、適法な訴は、この二つの要件のみを検討し、適法な訴は、この二つの要件のみを検討し、適法な訴は、この二つの要件のみを検討し、適法な訴し、

件を満たすことが必要である、とした。て一定の処分がされる蓋然性があることの要法第3条第7項)、すなわち、行政庁によって、一定の処分がされようとしていること(同

処分の差止めの訴えは、行政庁が一定の処分の差止めの訴えは、行政庁が一定の処分がされようとしなるから、「一定の処分がされようとし訟であるから、「一定の処分がされようとしいる」(同項)ことを差し止める訴訟であるから、「一定の処分がされようとしている」(同項)ことを差し止める訴えは、行政庁が一定の処

日判決 は、 ている。 る。」として、蓋然性の存否について検討し を満たさない場合には不適法というべきであ 定の処分がされることの要件(蓋然性の要件 b かな訴訟要件により、これが許容されている 的 予防を目的としての当該処分の前提となる公 裁判所の判決を受けて「将来の不利益処分の について審理すべきとして、原審に差し戻した。 ある。ともあれ最高裁判所は、蓋然性の存否 判断である。この判断は実務家にとって難問で のとは解されないから、行政庁によって一 義務の不存在確認を求める無名抗告訴訟 差戻し後の東京高等裁判所令和2年2月13 問題は、 当該処分に係る差止めの訴えよりも緩や (最高裁判所ホームページ) は、 その上で、 蓋然性の要件を満たすのかどうかの 本件懲戒処分がされる蓋 最高

い。」と判示し、訴えを却下している。いか」と判示し、訴えを却下している。。

いい、大学ないから、控訴人が所属する部隊には足りないから、控訴人が所属する部隊には足りないから、控訴人が所属する部隊には足りないから、理訴人が務命令を受ける其体的ない。そうすると、現時点において控訴人が職務命令への不服従を理由として、本件懲戒処分を受ける蓋然性があるということもできない。」と判示し、訴えを却下している。

この判決は国旗国歌訴訟と呼ばれている。 伴奏をしないことを理由とする懲戒処分の差 て起立して斉唱する義務のないこと及びピア の式典における国歌斉唱の際に国旗に向かっ 職者である原告らが、①各所属校の卒業式等 都立学校の教職員として勤務する在職者及び 9日判決 止めを求めた事案であった。 ないこと若しくは斉唱しないこと又はピアノ ②上記国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し 勤務していた退職者である原告らのうち、在 なったものとして、最高裁判所平成24年2月 、伴奏をする義務のないことの確認を求め 差止め訴訟の要件としての蓋然性が問題と (民集66巻2号183頁) がある。

訴えは処分の蓋然性を欠き不適法であるが、最高裁判所は、免職処分の差止めを求める

然性があると言えるか否かについて

「現に存

37条の4第1項の 各処分) 免職以外の懲戒処分(戒告、 適法であるとした。 れ」の要件その他の訴訟要件を満たしており の差止めを求める訴えは、 「重大な損害を生ずるおそ 減給又は停職 行訴法第

ては、 法上の当事者訴訟 関係で補充性の要件を欠き、 戒処分の予防を目的とする無名抗告訴訟とし 別具体的な事情の特定及び主張立証はされて 又は停職の処分が個々の当事者についてこれ 脱又はその濫用に当たるとは解し難く、 戒処分のうち、 判断は、 存在であるとは言えず(その前提となる憲法 法である旨の判断を示していたが、本判決は られる適法な訴えである、 る確認の訴え)としては、 以外の処遇上の不利益の予防を目的とする公 東京都に対する本件確認の訴えは、 方法があるものとして不適法な訴えであるが、 いないとし)、また、 に当たるか否かの判断を可能とするような個 蓋然性の要件を満たさない場合にも不適法で このように国旗国歌訴訟の最高裁判所判決 補充性の要件を満たさない場合には不適 法定抗告訴訟である差止めの訴えとの 本件職務命令に基づく公的義務が不 本件職務命令の違反を理由とする懲 戒告処分が裁量権の範囲の挽 (公法上の法律関係に関す 本件確認の訴えは、 と判示している。 確認の利益が認め 他に適当な争訟 行政処分 減給

あることを明らかにしたものである。

0

きないか 当事者訴訟と考えることはで

7

方ないところであろう。 無名抗告訴訟として取り扱われたことは致し 訟である」と整理されたので、 を受けることの予防を目的とする無名抗告訴 務上の命令への不服従を理由とする懲戒処分 て発せられる当該防衛出動に係る具体的な職 なった部隊等に所属する個々の自衛官に対し 本件では、 本訴が 「防衛出動をすることと 本訴において

る。 ところからも、 以外の処遇上の不利益の予防を目的とする公 判所判決が、 訴訟と理解できるのではない Ħ く本件職務命令に服従しなかった場合に受け るのではないかと考える余地がありそうであ られる適法な訴えである。」と判示している る確認の訴え)としては、 法上の当事者訴訟 ることとなる行政処分以外の不利益の予防を 的とする訴訟と構成すれば、 しかしながら、 例えば、 原告が本件防衛出動命令に基づ 「本件確認の訴えは、 実質的当事者訴訟を観念でき 前記国旗国歌訴訟の最高裁 (公法上の法律関係に関す 確認の利益が認め 実質的当事者 行政処分

る権利又は法律的地位に危険や不安が存在 もっとも、 確認の訴えは、現に原告の有す

> ていきたい。 とが必要かつ適切な場合に限って認められる に確認の訴えが認容されるかについて検討し 能性は限定的かもしれない。どのような場合 ものであるから、 し、これを解消するために確認判決を得るこ 確認の訴えが認容される可

8 さいごに

抗告訴訟に関し、 なることを明らかにしたもので、 があること)を満たさない場合にも不適法と 訴えの訴訟要件の な意義を有するものと思われる。 (行政庁によって一定の処分がされる蓋然性 本訴は、 予防的無名抗告訴訟は、 理論的にも実務的にも重要 一つである蓋然性の 予防的無名 差止め 要件

注

- $\widehat{1}$ 民集73巻3号267頁
- 民集73巻3号275頁

【本件の評釈等】

児玉 原田 中島 髙木 Watch)」26号37頁 崇「ジュリスト」1547号46 光「ジュリスト」1544号46 郎 明「法学教室」470号133頁 彦「法学教室」470号134頁 「法学セミナー 「法学セミナー」782号125 増 刊 新 判 例 解 説